

電気需給契約書（案）

発注者公立大学法人埼玉県立大学と受注者〇〇〇〇との間において、次のとおり電気の需給契約を締結する。

（契約の目的）

第1条 受注者は、「仕様書」に基づき電気の供給を行うものとする。

（契約の内容）

第2条 この契約の内容は次のとおりとする。

（1）件名

公立大学法人埼玉県立大学で使用する電気

（2）需要場所

埼玉県越谷市三野宮820

（3）供給期間

2027年1月1日から2029年12月31日まで

ただし、発注者は、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合、当該契約は変更又は解除できるものとする。

（4）契約保証金

契約金額の100分の10以上

（契約単価等）

第3条 この契約における契約単価等は、「単価表」による。

（権利義務の譲渡等）

第4条 受注者は、本契約によって生じる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、発注者の承諾を受けた場合はこの限りではない。

（接続供給契約等により生ずる債務の負担）

第5条 受注者が、一般送配電事業者との接続供給契約等により電気の供給を行う場合は、託送供給等約款により定める料金は受注者が負担するものとする。

（使用電力量の増減）

第6条 発注者は、契約電力の範囲内で自由に電力を使用することができる。この場合において、発注者の使用電力量は、予定使用電力量を上回り又は下回ることができる。

（契約電力）

第7条 契約電力は、「仕様書」のとおりとする。

2 契約電力を変更する必要があるときは、発注者及び受注者が協議の上変更する。

- 3 最大需要電力が契約電力を超過した場合は、受注者の責めとなる理由による場合を除き、発注者は当該協議において、決定された金額を超過金として受注者に支払うものとする。

(単位及び端数処理)

第8条 本契約において料金その他を計算する場合の単位及びその端数処理は、次のとおりとする。

- (1) 契約電力及び最大需要電力の単位は、1キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。
- (2) 使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。
- (3) 力率の単位は、1パーセントとし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。
- (4) 料金の合計金額の単位は、1円とし、その端数は小数点以下を切り捨てる。
- (5) 料金の合計金額に含まれる消費税額及び地方消費税額（以下「消費税等相当額」という。）を算出する場合の単位は、1円とし、その端数は小数点以下を切り捨てる。

(計量及び検査)

第9条 計量日は一般送配電事業者が定める日とし、受注者は一般送配電事業者から受領した検針結果を、原則として電磁的方法により発注者へ通知し、発注者の指定する職員の検査を受けなければならない。

(料金の算定期間)

第10条 料金の算定期間は、前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間とする。

(料金の算定)

第11条 一月の料金は、常時電力基本料金（消費税等相当額を含む。）、電力量料金（消費税等相当額を含む。）及び予備電力基本料金（消費税等相当額を含む。）を合計した金額に、当該地域を管轄するみなし小売電気事業者が定める「電気需給約款〔特別高圧・高圧〕（2026年4月1日実施）（ベーシックプラン）に基づく燃料費等調整額、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金を加えた合計とする。

- 2 第1項の電力基本料金は単価表に定める常時電力基本料金単価に常時電力契約電力を乗じ算出するものとするが、当該月の力率が85パーセントを上回る場合は、その上回る1パーセントにつき電力基本料金を1パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、その下回る1パーセントにつき電力基本料金を1パーセント割増しするものとする。
- 3 第1項の電力量料金は単価表に定める電力量料金単価に第9条で算定した使用電力量を乗じ算出するものとする。
- 4 第1項の予備電力基本料金は、予備電力基本料金単価に予備電力契約電力を乗じ算出

するものとする。

(料金の請求及び支払い等)

第12条 受注者は、第9条に定めた検査終了後、第11条によって算出した金額を一月毎に発注者に請求するものとする。

2 発注者は、受注者から適法な支払請求書を受領した日の30日以内に金額を支払わなければならない。

3 発注者は、前項の期間内に料金を支払わなかった場合は、遅延利息として、支払期日の翌日から起算して支払いの日までの日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した金額を受注者に支払うものとする。

(機密の保持)

第13条 受注者は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、本契約終了後においても、この責任を負うものとする。

(契約の解除)

第14条 発注者は、受注者が次の各号の一に該当するときは本契約の全部又は一部を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害があっても、発注者はその責めを負わないものとする。

(1) 受注者の責めに帰すべき事由により、電気の供給をする見込みがないと発注者が認めたとき。

(2) 本契約の履行に関し、受注者又はその使用人等に不正の行為があったとき。

(3) 受注者が、次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時業務等の契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団又は暴力団員であると認められるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(4) 前各号に定めるもののほか、受注者が本契約条項に違反したとき。

2 前項の規定によりこの契約が解除されたときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該

各号に定めるとおりとする。ただし、当該解除の理由が受注者の責めに帰することができないものであると発注者が認めたときは、この限りでない。

(1) 契約保証金が免除されているとき

受注者は、第15条第2項に定める違約金を発注者の請求に基づき発注者に支払わなければならない。

(2) 契約保証金が納付されているとき

当該契約保証金は発注者に帰属するものとする。

ただし、当該契約保証金の額が第15条第2項に定める違約金に相当する額に満たないとき、受注者は、その不足額を違約金として発注者の請求に基づき発注者に支払わなければならない。

3 前項の場合において、発注者に生じた損害の額が、当該契約保証金及び当該違約金の額を超えるときは、受注者は、その超える額を発注者の請求に基づき速やかに発注者に支払わなければならない。

4 発注者は、第1項各号に規定する場合のほか、必要があるときは、受注者と協議して契約を解除することができる。

(違約金)

第15条 受注者は、受注者の責めに帰すべき事由により電気の供給が滞った場合、滞った日数1日につき当該契約に係る予定使用額にその日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した金額の違約金を発注者に支払わなければならない。ただし、天災その他不可抗力によるものと認められた時は、この限りでない。

2 受注者の責めに帰すべき事由により本契約が解除された場合は、受注者は、当該日から契約期間満了の日までに係る予定使用電力量に第3条に定める電力量料金単価を乗じて得た額に基本料金を加算した額から消費税等相当額を差し引いた額の10分の2に相当する金額を違約金として発注者の指定する期間内に発注者に支払わなければならない。

3 前各項に定める違約金の総額が百円に満たないときは、発注者はその額を徴収しないものとする。

(損害賠償)

第16条 受注者は、受注者の責めに帰すべき事由により、電気の供給が滞り、発注者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(談合等の不正行為に係る損害賠償)

第17条 この契約に関し、受注者が次の各号のいずれかに該当したときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、受注者は、発注者の請求に基づき、第15条第2項に定める違約金（算定期間は全契約期間とする。）に相当する額を賠償金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。契約を履行した後も同様とする。

(1) この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者

が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項又は第8条の3の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。

- (2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
 - (3) 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
 - (4) この契約に関し、受注者（法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）の独占禁止法第89条第1項に規定する刑が確定したとき。
 - (5) この契約に関し、受注者（法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6に規定する刑が確定したとき。
- 2 受注者は、発注者に生じた損害額が前項に規定する賠償金の額を超える場合は、その超える額を、発注者の請求に基づき発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- 3 受注者は、前2項の賠償金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、当該期間を経過した日から支払いをした日までの日数に応じ、請求金額に年3.0パーセントを乗じて得た額の遅延利息を発注者に納付しなければならない。

（暴力団員等からの不当な要求の報告）

第18条 受注者は、この契約の履行に当たり、暴力団員又は暴力団関係者（暴力団の活動若しくは運営に積極的に協力し、又は関与する者その他の暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者をいう。）から不当な要求を受けたときは、遅滞なく、発注者への報告、警察本部又は警察署への通報をしなければならない。

（事情変更）

第19条 契約期間中において、経済情勢の変動、天災地変、法令の制定又は改廃その他著しい事情の変更により、本契約に定める条件が不適当となったと認められる場合には、発注者と受注者との協議の上、本契約の全部又は一部を変更することができる。

2 前項の場合において、本契約の定める条項を変更する必要があるときは、発注者と受注者との協議の上書面により定めるものとする。

(協議事項等)

第20条 本契約条項について疑義が生じたとき又は本契約条項に定めのない事項については、発注者と受注者との協議の上決定するものとする。

(訴訟の提起)

第21条 本契約に関する訴訟の提起は、発注者の所在地を所管する裁判所に行うものとする。

(優先順位)

第22条 優先順位は次による。

- 1) 本契約書
- 2) 協議書、承諾書又は覚書
- 3) 受注者制定の電気需給約款
- 4) 当該地域を管轄するみなし小売電気事業者が制定した電気需給約款〔特別高圧・高圧〕（2026年4月1日実施）
- 5) その他参考資料等

本契約の成立を証するため、本書2通を作成し、発注者、受注者記名押印の上、それぞれその1通を所持する。

年 月 日

埼玉県越谷市三野宮820

発注者

公立大学法人埼玉県立大学

理事長

田中 滋

受注者

単価表

以下の基本料金及び電力量料金には、消費税額及び地方消費税額を含むものとする。
 なお、消費税率は10パーセントとする。

(基本料金)

	基本料金単価 (1キロワットにつき)
常時電力	円 銭
予備電力	円 銭

(電力量料金)

	電力量料金単価 (1キロワット時につき)
—	円 銭

(注) 単価には、燃料費調整額及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は含めないものとする。